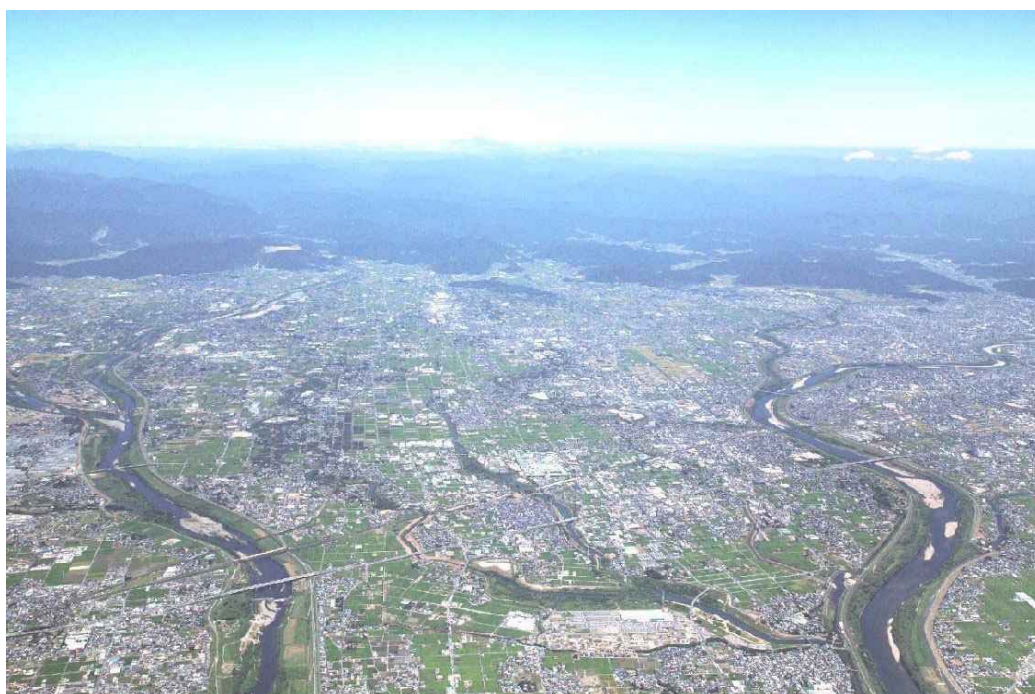


瑞穂市第1次総合計画 後期基本計画

2012（平成24年度）～2015（平成27年度）



「市民参加・協働のまちづくり」

～市民と行政が一体となったまちづくりをめざします～



瑞穂市

瑞穂市民憲章

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります



あいさつ



本市は、平成 18 年 3 月に瑞穂市第 1 次総合計画を策定し、「市民参加・協働のまちづくり」を実現するため、様々な事業に取り組んでまいりました。

総合計画の策定から 5 年が経過し、この間、政権交代による国の施策の転換、地方分権の進展、地球規模での環境問題、防災意識の高まりなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした時代の変化を踏まえ、現在の基本計画の見直しを行い、平成 24 年から平成 27 年までを計画期間とする後期基本計画をこの度策定いたしました。

本計画を策定するにあたり、各部局において、これまでの取り組みを振り返り、実績と課題を精査したうえで、職員により素案を作成しました。その後、パブリックコメントを実施し、市民参加による計画づくりを行ってきました。

この計画及び平成 24 年 4 月から施行される瑞穂市まちづくり基本条例に基づき、市民の皆様が主体の市民参画による協働のまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様のより一層の市政へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました市民の皆様、関係各位に心からお礼申し上げます。

平成 24 年 3 月

瑞穂市長 堀 孝 正

目次

《序説》

第1章 後期基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の主旨	1
第2節 計画の構成と期間	1

第2章 本市の現況

第1節 人口と世帯数	3
第2節 土地利用の状況	3
第3節 産業就業構造	4

《基本計画》

第1章 安全で快適なまちづくり

第1節 治水・防災対策	6
第2節 交通安全・防犯	15
第3節 魅力ある市街地づくり	19
第4節 交流を支える交通基盤の整備	26
第5節 上下水道の整備	34

第2章 心豊かな住みよいまちづくり

第1節 住みよい環境づくり	41
第2節 自然豊かな環境づくり	51
第3節 誰もが助け合う地域コミュニティ	63

第3章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

第1節 支え合いの社会づくり	66
第2節 健やかに暮らせるまちづくり	81

第4章 希望を育むまちづくり

第1節 未来を担う人づくり	92
第2節 魅力ある生涯学習	104
第3節 文化の息づくまちづくり	112
第4節 輝く人づくり	115

第5章 活気あふれるまちづくり

第1節 農業	122
第2節 商工業	127

第3節	雇用・就業支援	134
第4節	観光・交流産業	137

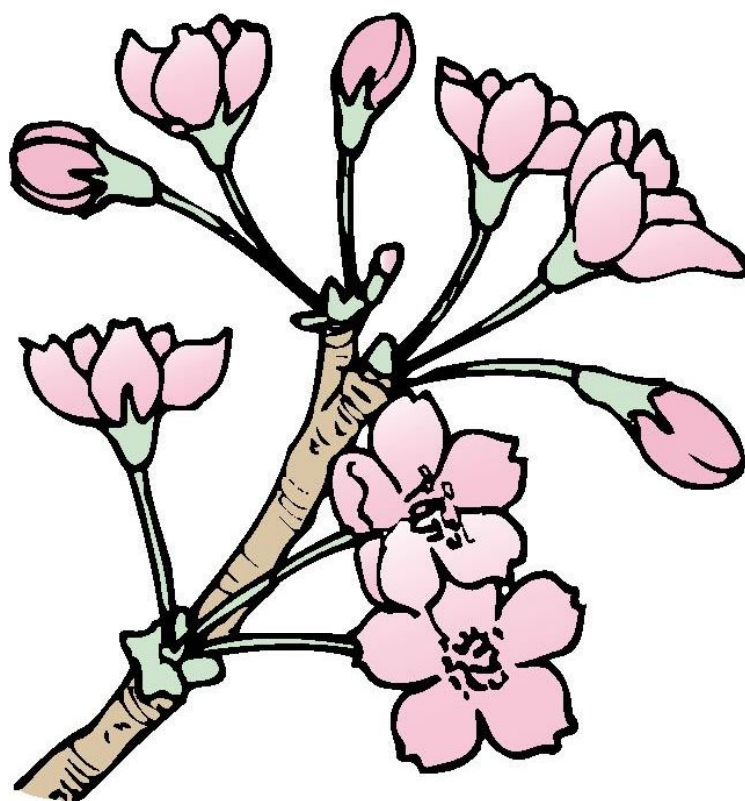
第6章 市民が主体のまちづくり

第1節	健全な行財政運営	141
第2節	協働のまちづくり	148
第3節	情報化の推進	152

《資料》

後期基本計画策定経過	157
瑞穂市まちづくり基本条例	158

序 説



第1章 後期基本計画の策定にあたって

第2章 本市の現況



第1章 後期基本計画の策定にあたって

第1節 計画策定の主旨

本市では、旧穂積町、旧巢南町それぞれの取り組みを土台としながら、合併効果を生かした 21 世紀にふさわしいまちづくりを推進するための市政運営の最上位計画として、平成 18 年 3 月に、「瑞穂市第 1 次総合計画」を策定しました。

この中で、基本構想における本市の将来像を、「市民参加・協働のまちづくり」と定め、その実現のための具体策である基本計画によりまちづくりを進めてきましたが、計画の策定から 5 年が経過し、本市を取り巻く社会情勢の変化や、基本計画に掲げた各事業の完了などにより、基本計画の見直しの必要性が生じてきたことから、これまでの振り返りと現状の分析を行ったうえで後期基本計画を策定するものです。

第2節 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。

《基本構想》

基本構想では、本市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、それを実現するための基本方針を定めます。

中長期的な視野に立って策定する普遍性の高いものであり、平成 27 年度（2015 年度）を第一期目標年度としています。

《基本計画》

基本計画では、基本構想で示した将来像を実現するための各分野の方針や主要施策を定めます。

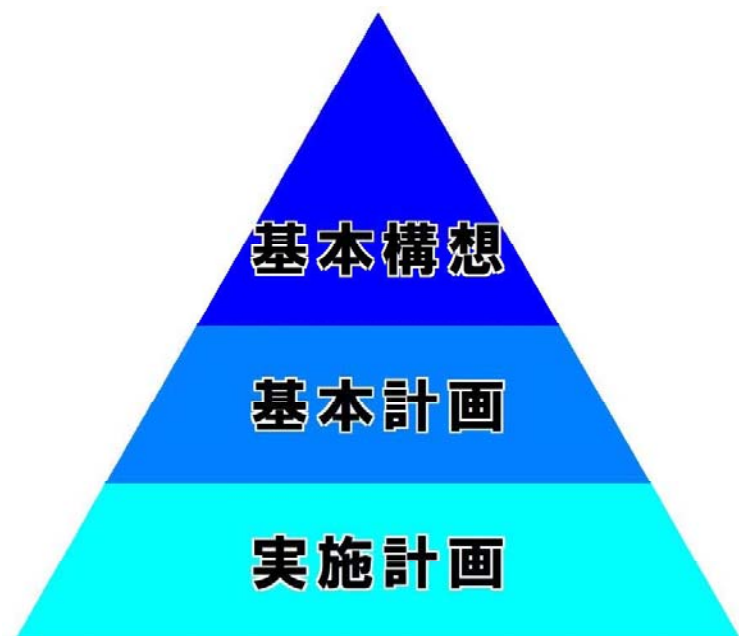
今回の計画期間は、平成 24 年度から平成 27 年度（2015 年度）までとします。

《実施計画》

実施計画では、基本計画で定めた施策を実際に実施するため、実施年度、事業主体、内容、事業費等を明らかにします。

つまり、各年度の予算編成における指針となるもので、財政的な検討を加えた３ヵ年計画として定め、毎年見直し、別途策定します。

[総合計画の構成イメージ]

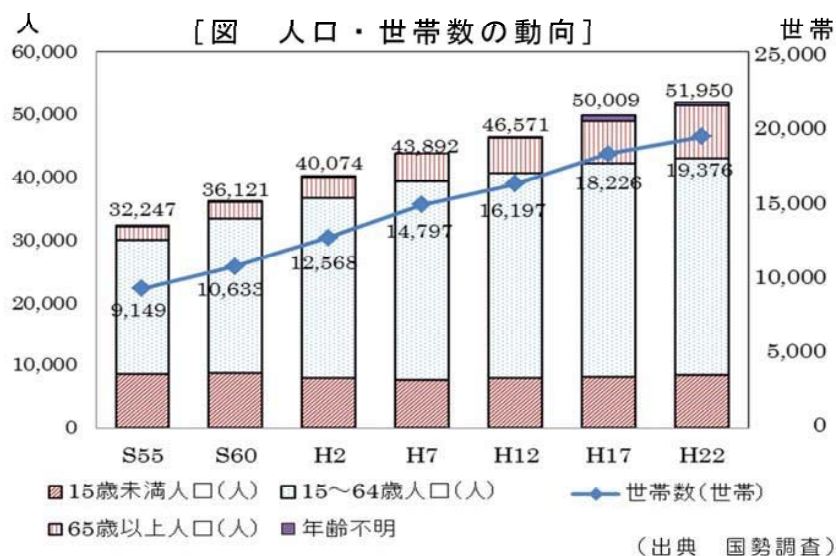


第2章 本市の現況

第1節 人口と世帯数

本市の人口、世帯数は毎年着実に増加し、平成 22 年国勢調査では、51,950 人、19,376 世帯の方々が市内に居住している状況にあります。

年齢別人口をみると、15 歳未満人口、15～64 歳人口、65 歳以上人口のいずれも増加していますが、総人口に占める 65 歳以上人口の割合が高くなっており、高齢化が進行していることが分かります。



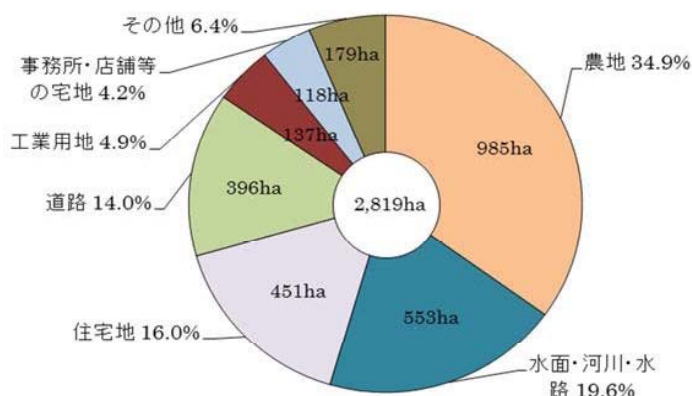
第2節 土地利用の状況

条里制※の区画区分が残るなか、本市の土地利用は、農地が最も大きな割合を占めていますが、従来より、宅地開発や農業離れの進行等を背景として、減少傾向にあります。

一方で、住宅需要が先行したため、本来宅地化を抑制すべき郊外の地域でミニ開発※が進んでいるほか、市街化区域※内でも、道路等の都市基盤の整備が充実しないまま、宅地化が進んでいる状況が見られるなど、土地利用上の課題を抱えています。

加えて、農地と住宅、住宅と工場等の混在が見られ、市街地の機能性や魅力ある町並みに欠ける面も指摘されるところです。

[図 土地利用の状況（平成 22 年 10 月 1 日時点）]



第3節 産業就業構造

本市の就業人口は、経年的にみて増加の傾向にあります。

産業別にみると、第 1 次産業は、著しい減少期を過ぎましたが、依然として減少傾向が続いており、また、第 2 次産業については、平成 7 年をピークとして減少に転じ、その後も減少傾向にあります。

一方、第 3 次産業については、増加傾向にあり、就業人口比率は約 63%となっています。

[表 産業別就業者数の推移]

区 分		平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
就業人口総数（人）		20,027	22,650	23,731	24,763
第一次	農 業	862	808	800	780
	林 業	7	8	7	3
	漁 業	3	6	4	6
	合 計	872	822	811	789
第二次	鉱 業	36	47	28	14
	建設業	1,973	2,458	2,623	2,407
	製造業	6,864	6,566	6,228	5,699
	合 計	8,873	9,071	8,879	8,120
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	73	90	84	86
	運輸・通信業	1,225	1,358	1,548	1,782
	卸売・小売業飲食店	4,090	5,052	5,015	4,392
	金融・保険業	623	761	743	701
	不動産業	130	117	140	184
	サービス業	3,533	4,653	5,742	7,710
	公務（他に分類されないもの）	591	716	734	812
	合 計	10,265	12,747	14,006	15,667
分類不能の産業		17	10	35	187

（出典：国勢調査）

用語解説

※条里制……………古代の土地区画法。六町（約 654m）の幅で碁盤目状に区画し、東西の列を条、南北の列を里とした。また、六町四方の一區画を里とよび、里はさらに一町間隔で縦横に区切って三六の坪とし、何国何郡何条何里何坪とよんで土地の位置を表した。

※ミニ開発……………大都市及びその近郊の市街地にみられる、小規模な戸建住宅群の開発。敷地規模を小さくして土地代を抑え、開発規模を小さくして公共負担を少なくすることで低廉な住宅供給を行っている。空地が少なく、道路も行き止まりが多いなど、住宅地としての環境は好ましくなく、防災面での問題も多く社会問題化している。

※市街化区域……………都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

基本計画



第1章 安全で快適なまちづくり

第2章 心豊かな住みよいまちづくり

第3章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

第4章 希望を育むまちづくり

第5章 活気あふれるまちづくり

第6章 市民が主体のまちづくり



第1章 安全で快適なまちづくり

第1節 治水・防災対策

1-1 治水対策

《前期の取り組みと成果》

治水対策については、国によって施工されている犀川遊水地※事業のうち、犀川統合排水機場が完成しました。また、県による新堀川の放水路の整備が完了し、市においても野白新田地区において都市下水路の整備が行われ、市南部地域における水害に対する安全度がよりいっそう向上しました。

また、潤いのある河川づくりとして、糸貫川や中川の堤防道路を活用した遊歩道の整備を行い、水に親しみ、憩い、楽しめる空間の整備が進みました。

《現状と課題》

長良川、揖斐川、犀川、五六川等 16 本もの一級河川が流れる地勢条件から、本市では古くから水害が多く発生しており、水害への備えは、本市にとっての重要課題となっています。防災面での対策としては、市内には水防倉庫 10 箇所、排水機 11 箇所、樋門 36 箇所が設置されているほか、現在も国による犀川遊水地事業が進められています。

しかしながら、県内有数の人口増加率を示す本市においては、都市開発による地形の変化や保水機能のある農地の減少が進み、降雨時における水害の危険性が高まるものと予想されるため、危険箇所の把握や周知とあわせて、治水対策のさらなる充実を進める必要があります。

一方で、河川は地域に潤いをもたらしており、改修等によって、河川が有する生態系を損ない、地域の愛着を失うことがないよう、環境との共生に十分配慮した取り組みを進める必要があります。

《基本方針》

河川改修等の治水対策を進めるとともに、危険箇所の把握や被害予測を的確に行い、これを役立てた行動を市民に呼びかけていきます。また、治水対策にあわせて、生態系に配慮し、地

域に潤いをもたらす河川環境・親水空間づくりを進めます。

〔施策の構成〕

＜治水対策＞

- ・・・治水対策の推進
- ・・・危険箇所の把握と周知
- ・・・潤いのある河川づくり

《施策の展開》

①治水対策の推進

本市が管理する3排水機場のうち、花塚排水機場改修整備工事（着工中）及び別府排水機場改修に向けての詳細設計を行い、老朽化した施設の更新を図り、水害に対する安全度を向上させます。また、犀川、五六川、新堀川等の一級河川における改修や排水機の設置等を関係機関に要望していきます。あわせて、堤防の強度や高さ不足が危惧される重要水防箇所等での適切な水防活動を促進します。

このほか、宅地化の進展に伴う遊水地の減少により、河川等への流入量の変化を考慮しながら、中小河川や排水路の計画的な改修を進めます。市街地内においても、雨水を速やかに排水するための幹線排水路及び補助幹線排水路の改良を引き続き進めることで、大雨時の浸水被害に備えます。

②危険箇所の把握と周知

水害の予防と被害の軽減を図るため、洪水ハザードマップ※を活用し、輪中地帯としての特性を的確に反映した被害予測を行うとともに、大雨・洪水時における市民の対応・行動を明確化し、広く普及啓発を図ります。

③潤いのある河川づくり

河川の改修にあたっては、自然・生態系にできるだけ配慮した整備に努めるとともに、河川敷等を有効に活用した親水空間※の確保や堤防道路を利用した遊歩道の設置により、河川の多い

本市の特性を活かした環境整備を進めます。

また、生活排水に関する市民の意識向上を図り、公共下水道整備を推進するほか、下水道への接続や浄化槽の設置を促進し、地域が主体となった河川美化運動の活性化を目指します。

用語解説

※遊水地……………洪水時に河川水を一時的に流入させて溜め込む施設。

※ハザードマップ…災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図にしたもの。

※親水空間……………水に親しむことのできる空間。

1-2 消防・防災対策

《前期の取り組みと成果》

常備消防の体制として、本市全域を岐阜市消防本部に事務委託し、広域的な消防体制の一層の強化を図りました。また、分署体制から一署一分署体制に整備したのに伴い、瑞穂消防署を建設し、旧穂積分署の建物は、一部を防災倉庫として穂積庁舎第3庁舎へ機能移転を図りました。

また、コミュニティ FM 局※による非常時の情報提供を目指し、「シティエフエムぎふ」との非常時の放送に関する協定を結び、平常時においては、本市の行政情報番組「もくようみずほ785」を開始しました。今後においても、継続的にリスナーの拡大を進めます。さらに、地震・洪水ハザードマップ※を作成するとともに、全世帯に配布し、防災意識の醸成に努めました。

市民の大切な財産である住宅については、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断、耐震補強工事に対する補助を実施しています。また、対象となる木造住宅を訪問し、耐震診断の普及活動を行い、地震に強いまちづくりを進めています。このほか、木造住宅以外の建築物についても、耐震診断や補強工事に対する補助を始めました。

《現状と課題》

安全で快適な暮らしを確保するためには、あらゆる災害に強いまちづくりが重要です。特に、本市は、岐阜県地震防災対策連携強化地域や、法律に基づく地震防災対策推進地域に指定されるなど、東海地震、東南海地震や関ヶ原・養老断層の内陸地震等において大きな被害を受けることが予想されており、重点的な取り組みが求められます。

また、全国で、近年発生した大地震や水害等は、地域防災や危機管理の面で数多くの教訓を残しており、ハード面での対策による災害の未然防止はもちろん、日頃からの備えや、速やかな応急・復旧対策等、ソフト面の総合的な観点による取り組みが必要です。

本市の消防・防災体制については、常備消防としては平成20年4月に確立した岐阜市消防本部への委託体制を維持します。

一方、非常備消防としては、220 名で構成する消防団が組織され、常備消防との密接な連携により、地域防災の一翼を担っています。今後も、体制の充実を図るとともに、近隣市町や民間を含めて連携を密にし、広域的あるいは大規模な火災、緊急事態への対応強化に努める必要があります。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された建築物は、耐震診断を行い、倒壊の危険度が高いものには、耐震補強工事を行うことが大切です。また、地震時の緊急輸送路の確保が課題となっています。

〔表 消防体制の状況〕

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分		瑞穂消防署	瑞穂消防署 巢南分署	消防団
人 員(人)		56	16	219
車両等 (台)	消防ポンプ車	1	1	6
	化学車兼タンク車	1		
	消防タンク車		1	
	水槽車 (10 t)	1		
	はしご車 (30m)	1		
	救助工作車	1		
	高規格救急車	1	1	
	指揮車	1		
	査察車	1		
	連絡車	1		
	資機材輸送車	1		
	可搬積載車			10
	可搬ポンプ			17

※消防団員 1 名欠員

また、災害時の迅速な対応、被害の拡大防止のためには、「地域の安全は地域で守る」という理念に基づいた自主防災活動の活性化が必要です。本市には、女性防火クラブ、自主防災組織がありますが、今後も、市民の防災意識の高揚とあわせて組織の育成を図り、行政と地域が一体となった防災対策を進める必要があります。

《基本方針》

関係機関との広域協力体制を整えながら、常備・非常備消防体制や救急・救助体制の充実を図り、未然防止から救急救命までの総合的な対策に努めます。また、「地域の安全は地域で守る」という理念に基づき、地域ぐるみで災害に対応できる環境づくりを積極的に進めます。

〔施策の構成〕

＜消防・防災対策＞

- ・・・防災環境の整備
- ・・・消防防災体制の充実
- ・・・救急・救助、応急体制の充実
- ・・・地域ぐるみの防災体制づくり
- ・・・防災情報の発信充実

《施策の展開》

①防災環境の整備

市街地等の人口が密集する地域においては、建築物の耐震化を進めるほか、避難場所や避難経路、延焼防止空間としての機能を有する道路や公園の確保を進めます。なお、道路に関しては、被害が広範囲にわたるような災害に対応するため、県や近隣市町、建設業協会との連携を図り、広域的な緊急輸送道路ネットワークの構築を進めます。

また、非常時における防災活動や水道等のライフライン※確保対策として、防災倉庫や防災資機材の充実を図るとともに、公共施設や小中学校等の避難場所における飲料水、食料品及び生活用品の計画的な備蓄に努めます。

さらに、庁舎施設は、防災拠点の中心となるため、その維持管理及び改修については、防災拠点機能を保ちながら管理していきます。

また、木造住宅の耐震補強についても、さらなる普及活動に努めます。

②消防防災体制の充実

常備消防の1署1分署体制の中で、岐阜市消防本部と連携し、消防ポンプ自動車等の基礎的消防力の充実と人員の効率的な配置を進めます。

また、消防団員の教育訓練の強化や女性を含めた人材の確保等により地域に密着した消防団組織の活性化を図るとともに、消防装備の強化や消防水利の計画的な整備を進めていきます。

③救急・救助、応急体制の充実

救急自動車や高度救急資機材等の配備充実と、救急救命士や救助隊員の育成強化を図るなど、迅速かつ高度な救助・救命活動ができる体制を構築します。

また、大規模災害時には広域的かつ総合的な応援活動が不可欠なことから、医師会を中心とした関係機関・団体との広域協力体制の充実を図るとともに、市民に対し応急手当てや心肺機能蘇生等、知識・技術の普及に努めます。

④地域ぐるみの防災体制づくり

初期段階からの迅速な対応を地域ぐるみで行えるよう、広報紙による情報提供等を通じて防災知識の普及・啓発に努めるとともに、自主防災組織の活動を支援し、地域の防災リーダーの育成を図ります。

また、高齢者、障がい者等の災害弱者対策として、平常時からの訪問調査や防火点検の実施に努めるとともに、地域の要援護者マップの作成等、福祉分野との連携を密にした状況把握と緊急時のネットワークづくりを進め、非常時に備えます。

⑤防災情報の発信充実

被害の未然防止や最小化、復旧の円滑化等の総合的な視点から、地域防災計画の随時見直しを進めるとともに、これに基づく避難場所・避難経路や、ハザードマップ等の防災に関する情報を広く市民に提供していきます。

また、被災時における各種災害情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行うため、防災行政無線の高度化を進めるとともに、広

域的な情報ネットワークの整備を図ります。

用語解説

※コミュニティ FM 局…放送エリアが地域（市町村単位）に限定されているローカル FM ラジオ局のこと。
※ハザードマップ…8 ページを参照。
※ライフライン…都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送等をいう。

第1節 治水・防災対策 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
総合治水対策事業	河川改修事業 排水機・排水路の整備 都市下水路整備 市街地浸水対策	＜都市開発課＞ 都市管理課
地域防災計画見直し事業	地域防災計画の見直し 洪水、地震ハザードマップ※整備 各種関連マニュアルの整備	＜総務課＞ 学校教育課
緊急輸送道路ネットワーク事業	橋梁耐震補強整備 橋梁長寿命化に伴う点検・整備	＜都市管理課＞
防災資機材の確保	防災倉庫の整備 水防倉庫の改築整備 防災行政無線の更新	＜総務課＞
消防施設整備事業	消防車両の整備 消防水利の整備	＜総務課＞ 上水道課
ライフライン※の確保、飲料水・食料の計画的備蓄	ライフラインの確保 飲料水・食料の計画的備蓄 生活用品（毛布・衣類等）の備蓄	＜総務課＞ ＜上水道課＞ 都市管理課 学校教育課 福祉生活課
災害時の応援体制の整備	災害応援協定の拡大	＜総務課＞
情報通信ネットワーク事業	コミュニティ FM 局※による非常時の 情報提供 ホームページによる情報提供	＜総務課＞ 秘書広報課
建築物耐震化促進事業	建築物の耐震診断・耐震補強工事の推進	＜都市開発課＞

用語解説

※ハザードマップ…8ページを参照。
 ※ライフライン…13ページを参照。
 ※コミュニティ FM 局…13ページを参照。

第2節 交通安全・防犯

2-1 交通安全・防犯対策

《前期の取り組みと成果》

危険箇所を重点に、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設を施工し、交通危険箇所の改善に努めました。また、主要通学路において、道路幅員が狭く、歩道と車道の分離が困難な路線について、カラー舗装を施工し運転者に注意喚起を促すことにより、学童の安全を確保しました。

また、街路灯を設置することにより、市全体が明るく安全な街を形成することとなり、交通事故防止や犯罪の抑制に繋がりました。

《現状と課題》

近年、人々を取り巻く交通環境のあり方は、自動車中心から歩行者中心へと見直しが進んでいます。特に、高齢化が進むなかで、バリアフリー※等に基づいたすべての人が安心して利用できる交通環境づくりが求められています。

一方、本市は、交通事故件数県下ワースト 30 に入る危険箇所があり、若年層の市民による事故も目立っていることから、交通環境の整備のみならず、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を促す必要があります。

また、犯罪については、全国的に低年齢化、凶悪化の傾向にあり、振り込め詐欺等のように多様化しています。このような犯罪を防止するためには、警察等の抑止力だけでなく、行政や地域社会全体での取り組みが必要とされます。現在、本市には、北方警察署穂積交番と巢南交番があるほか、自主防犯組織もあり、家庭や学校、地域社会、関係機関等が連携して犯罪が発生しにくい環境づくりを進める必要があります。

一方、消費生活においても様々な問題が生じています。特に、インターネット販売等の相手の顔が見えない取引形態でのトラブルが増加しており、消費者の意識づくりとあわせて、被害の予防と相談への適切な対応に努める必要があります。

街路灯については、灯具の種類や設置箇所の検討によりランニングコスト※の軽減を図る必要があります。

[表 交通事故発生件数と運転免許保有者数の推移]

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
負傷者数 (人)	571	631	543	549	498
人身事故発生件数(件)	421	439	387	386	378
死者数 (人)	4	5	5	1	1
運転免許保有者数(人)	32,654	33,256	33,829	34,158	34,454

《基本方針》

市民が安全で安心して暮らせるよう、歩道や街路灯等の施設・設備の充実を図るほか、関係機関や地域との連携を密にして、交通安全、防犯、消費生活に関する市民意識の啓発及び未然防止や相談に係る体制の充実を図ります。

[施策の構成]

＜交通安全・防犯対策＞

- …交通安全施設の整備
- …交通安全思想の普及・徹底
- …防犯体制の充実
- …消費者保護

《施策の展開》

①交通安全施設の整備

日々増加する交通量に対し、歩行者や自動車の安全を確保するため、道路の実態に応じて、交差点の改良や歩道の設置を進めるとともに、ガードレール、カーブミラー等の附帯施設の整備を進めます。

また、歩道の段差解消や歩道上の不法占用物件に対する指導強化を図るなど、高齢者、障がい者や子ども等の交通弱者が安全・快適に利用できる道路環境づくりに努めます。

②交通安全思想の普及・徹底

警察署や交通安全協会等の関係機関との連携を図りながら、

運転者、歩行者それぞれに対して世代ごとのきめ細やかな交通安全教育を実施し、交通安全思想の普及を図ります。

また、交通安全期間における街頭活動の実施や地域による恒常的な自主活動を促進し、正しい交通ルールの厳守と、交通マナーの実践を呼びかけていきます。

③防犯体制の充実

街路灯の増設等、夜間における防犯環境の充実を図るとともに、パトロールの強化をはじめとした警戒活動の充実について関係機関に要望していきます。

また、自治会等による児童の登下校時のサポートや夜間パトロールの実施等、自主的な防犯活動を促進するとともに、家庭、店舗等の協力を得て「子ども 110 番の家※」の設置拡大を図る等、犯罪の未然防止や青少年の非行防止に向けた地域ぐるみの防犯体制整備を進めます。

④消費者保護

広報紙やホームページ等において消費トラブル等の消費生活情報の提供に努めるとともに、生涯学習の場等において消費者教育を進め、消費者の知識向上を促します。

また、県消費生活センター等の関係機関と連携して、消費者相談窓口や消費モニター制度※の充実を図る等、苦情やトラブルに対して、適切かつ迅速に対応できる体制の整備に努めます。

用語解説

※バリアフリー…障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。例えば、道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタン等に触ればわかる印をつけたりすること。

※ランニングコスト…設備や機器などの保守・管理に必要な費用のこと。反対に導入に必要な費用は「イニシャルコスト」と呼ぶ。

※子ども 110 番の家…登下校中の児童・生徒を誘拐等の凶悪事件や痴漢、不審者に声をかけられるなどの事案から守るために、通学路周辺の民家、店舗、事業所等を「こども 110 番協力の家（店）」として、この種の事件等が発生した場合、被害に遭った児童・生徒やその友人が気軽に助けを求めることができる、いわゆる“駆け込み寺”としての機能を発揮することにより、被害の未然防止と事件等が発生した場合の犯人の早期検挙を図ろうというもの。

※消費モニター制度…品物の規格、品質、表示及び価格動向等の消費者意向等、消費等に関するテーマについてアンケート調査等をして、その結果等を品質の改善、消費の改善等のための各種行政施策に反映していく制度。

第2節 交通安全・防犯 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
交通安全施設整備事業	カープミラー、ガードレール、区画線等の設置	<都市管理課> 総務課
交通安全普及事業	交通安全教育の充実	<学校教育課> 総務課
防犯対策整備事業	街路灯の設置 相談業務体制の充実 防犯パトロール体制の充実	<都市管理課> 総務課 学校教育課
消費情報提供事業	情報の提供、消費者教育、相談体制の充実	<商工農政課>

第3節 魅力ある市街地づくり

3-1 市街地の整備

《前期の取り組みと成果》

犀川地区における土地区画整理事業が完了し、土地の有効利用の推進と適正な住宅地の確保を図りました。また、JR 穂積駅周辺地域において、歩道などのバリアフリー※整備を行い、高齢者や障がい者がより暮らしやすい生活環境の向上を図りました。

《現状と課題》

本市は、市域の約 70%が都市計画区域※に属しており、さらにその約 59%が優先的に市街化を図るべき地域として、市街化区域※に指定されています。このようななかで、市北部の馬場・生津地区において土地区画整理事業が施行済みであるほか、市南部の犀川堤外地において、治水対策とあわせた土地区画整理事業が完了しました。また、土地の有効利用の推進という土地政策の観点から、地籍調査事業を行い、市街地整備を円滑に進めることができるよう努めています。

しかしながら、市街化区域内では、急激な都市化のために、道路等の都市基盤が未整備の状態では宅地化が進んでいる箇所がみられます。公共投資の集中や効率化及び市街化調整区域※における無秩序な開発を抑制する観点からも、市街化区域内では、計画的に都市基盤の整備を進め、流入人口の受け皿として充実させる必要があります。

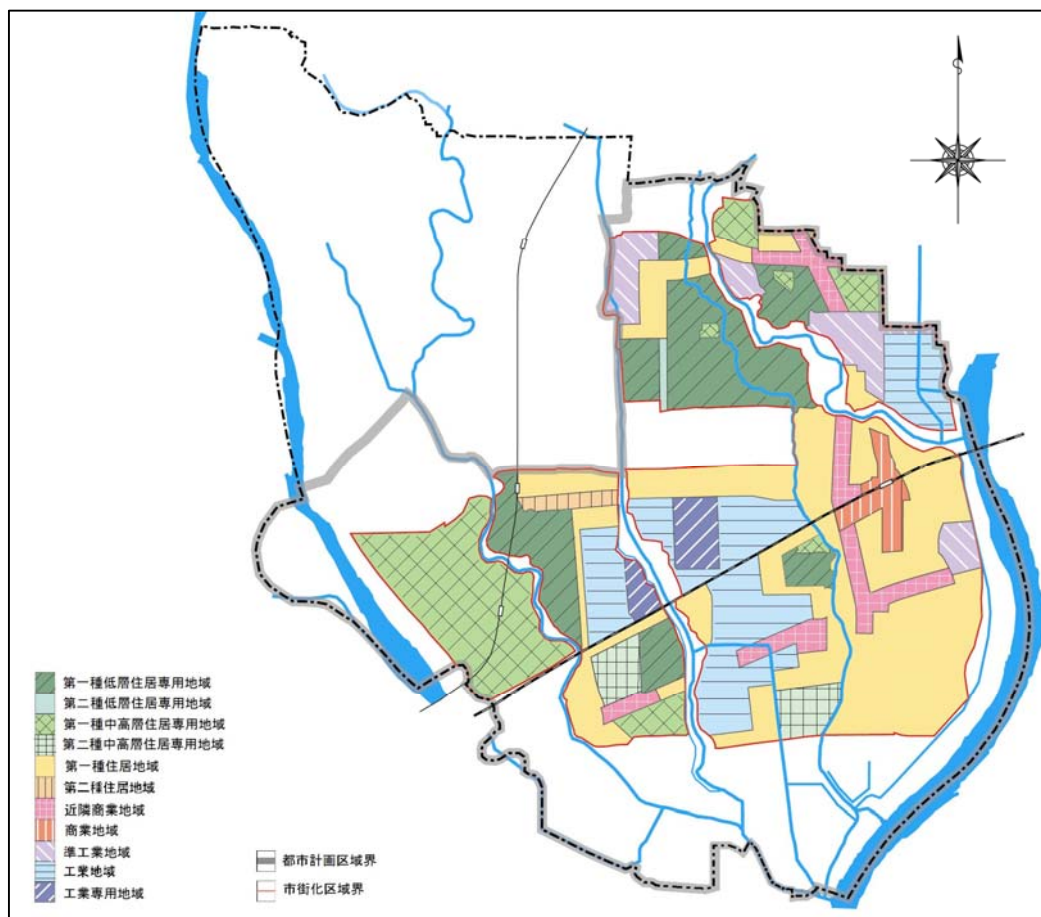
一方、本来、市街地は、市民に対して各種の都市的サービスを提供すると同時に、多くの人が集い、くつろぎ、ゆとりを持って暮らしを楽しむ場であるべきです。このため、JR 穂積駅を核とした周辺地域の整備や市民が集まる地域での計画的なまちづくりや、統一感と特徴のある景観づくり等、市街地の魅力向上に向けた取り組みを進める必要があります。

[表 区域別の面積及び人口]

区 分	面積(ha)	割合(%)	平成 17 年人口 (人)	割合(%)
行政区域	2,819	100.0	50,009	100.0
都市計画区域	1,966	69.7	42,383	84.7
市街化区域	1,151	40.8	39,596	79.1
市街化調整区域	815	28.9	2,787	5.5

(出典：国勢調査)

[図 都市計画区域・市街化区域の状況]



《基本方針》

市民の意向等を考慮しながら、JR 穂積駅周辺をはじめとした地域での計画的な市街地整備を進めます。

また、特徴的で良好な街並みが形成されるよう、都市基盤の

整備等にあわせた一体的な景観整備に努めます。

[施策の構成]

< 市街地の整備 >

- ・・・まちの拠点づくり
- ・・・計画的な市街地整備
- ・・・良好な市街地景観の創造

《 施策の展開 》

① まちの拠点づくり

JR 穂積駅は、まちの玄関口であり、多くの市民が集まり利用する「まちの顔」として位置づけられています。このため、よりシンボル性・機能性の高い環境の実現に向け、公共交通の利便性の向上を含めた環境整備を図るほか、市民及び駅利用者の意向や福祉・観光施策との連携に留意しつつ、駅周辺の環境整備も含めた検討を行います。

また、巢南庁舎周辺部においては、西部複合センター、下水処理場、多目的広場等の整備を一体的に進める計画に基づき、市西部の魅力ある居住環境の拠点づくりを進めます。

② 計画的な市街地整備

無秩序な開発を防ぐため、一定のルールに基づく計画的な宅地化を促進します。

また、農地が多く残る市街化区域内での各種整備にあたっては、地籍調査事業の活用を図るほか、地域のまちづくりの要望や開発需要にあわせて、土地区画整理事業等の面的整備及び地区計画、道路・公園の整備による都市基盤の確保等、地域の状況に応じた様々な手法を活用し、良好な市街地の形成を目指します。

③ 良好な市街地景観の創造

多くの市民、来訪者が利用する駅周辺や主要な幹線道路等では、都市基盤の整備にあわせて、花と緑にあふれる道路空間づ

くりを進めるほか、別府細工等の地域の歴史・文化を取り入れたモニュメント※、ストリートファニチャー※の整備等を進め、特徴のある景観形成を目指します。

また、住宅団地等の新たな開発においては、良好な街並みが形成されるよう指導するとともに、地域の実情に応じて建築協定※や地区計画制度※等のルールづくりを検討します。さらに、本市の自然や歴史などの特徴を活かした景観計画を策定し、瑞穂市らしさを後世に伝えるよう努めます。

用語解説

※バリアフリー…17ページを参照。

※都市計画区域…市町村の行政区域にとらわれず、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域であり、都道府県により指定される。都市計画区域には(1)人口1万人以上で商工業等の職業従事者が50%以上の町村、(2)中心市街地の区域内人口が3,000人以上、(3)観光地、(4)災害復興地域、(5)ニュータウン等が含まれる。

※市街化区域…5ページを参照。

※市街化調整区域…都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成等の開発は原則として制限される。

※モニュメント…記念建造物。記念碑・記念像等。

※ストリートファニチャー…街路備品。街灯、ベンチ、電話ボックス等をさす。

※建築協定…建築基準法等の一般的制限以外に、市町村が条例で決める一定区域内で、関係権利者の全員の合意のもとに、建築の敷地・構造・意匠等について取り決める協定。

※地区計画制度…ひとまとまりの街区レベルで、それぞれの地域にふさわしい特徴をもった街づくりを行うために設けられた制度。スプロール化の防止や環境保全を目的にした都市計画のひとつ。地区計画、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画、沿道整備計画、集落地区計画の5つの種類がある。地区施設の配置・規模や建築物等の規制等について盛り込んだ「地区整備計画」が定められ、区域内で建築等を行うときは市区町村長への届出が必要となる。

3-2 良質な住宅の供給

《前期の取り組みと成果》

建築の指導については、民間宅地開発に対して適切な指導を行い、良質な住環境の整備が進みました。

木造住宅の耐震診断の無料化を実施したほか、啓発活動にも努めた結果、耐震診断事業や耐震補強工事補助事業への申し込み件数が増加しました。

このほか、リフォーム助成事業を開始し、多様な住宅ニーズへの対応を図りました。

土地の保全と有効利用を図るために地籍調査事業を行い、全体計画のうち 6.90%の調査が完了し、2.78%が現在調査中です。

《現状と課題》

本市は、岐阜市、大垣市に隣接する位置的条件もあって県内有数の人口増加率を示しています。こうしたなかで、本市の住宅事情をみると、民間事業者による宅地開発が盛んであり、量的にも供給は充足していますが、点在的な開発が多くなっています。住宅は、単に個人の財産であるばかりでなく、街並み形成等の社会的な要因を持つものであり、本市としても計画的な住宅政策の展開に努める必要があります。

また、近年の生活水準の向上等に伴い、誰もが暮らしやすい環境づくりへの関心が高まっており、住宅においても、バリアフリー※化をはじめ、福祉、防災、環境共生等の視点を取り入れた、より質の高い住宅供給を進める必要があります。

《基本方針》

民間宅地開発に対する適切な指導を行い、良好な宅地・住宅の供給促進を図るとともに、社会の変化への対応や地域の特性を活かした住宅施策についての検討を進め、誰もが住み続けたい居住環境の形成を目指します。

[施策の構成]

< 良質な住宅の供給 >

- …民間宅地開発の適正誘導
- …多様な住宅ニーズへの対応
- …市営住宅の確保

《 施策の展開 》

① 民間宅地開発の適正誘導

民間宅地開発に対して、道路や排水路等の都市基盤整備に関する指導を行い、安全で秩序のある居住環境の形成を目指します。

また、良好な環境や美しい自然を損なうことがないように、土地利用構想に基づいた、適切な地域での適切な住宅建設に関する指導・助言に努めます。

② 多様な住宅ニーズへの対応

住宅のリフォーム事業の推進やユニバーサルデザイン※に配慮した周辺環境整備を図り、生涯にわたって住み続けることのできる、人にやさしい居住環境の形成を目指します。

また、地震に強い安全な居住環境の形成を目指し、木造住宅やマンション等の建築物に対する耐震対策を促進するとともに、住宅が密集する地域における再整備の可能性について検討を行います。

③ 市営住宅の確保

良好な居住環境を確保するため、既存の市営住宅の長寿命化計画を策定し、計画に基づいて改築を進めます。

《 関連する部門別計画 》

耐震改修促進計画 平成 18 年度～27 年度

用語解説

※バリアフリー… 17 ページを参照。

※ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、年齢・性別、障がい・能力の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすること。

第3節 魅力ある市街地づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
JR 穂積駅周辺整備事業	駅周辺の多機能化 ユニバーサルデザイン※による歩道の 整備 等	＜都市開発課＞
西部多機能拠点整備事業	多目的広場の整備 等	＜下水道課＞ ＜生涯学習課＞ 都市開発課 総務課
土地区画整理事業	基盤未整備地区での市街地整備	＜都市開発課＞
住宅建設等指導事業	民間開発の指導・誘導 等	＜都市開発課＞
地籍調査事業	土地の有効利用のための実態調査	＜都市管理課＞
建築物耐震化促進事業	建築物の耐震診断・耐震補強工事の推 進	＜都市開発課＞
住宅リフォーム助成事業	住宅のリフォーム工事に対する助成	＜都市開発課＞

用語解説

※ユニバーサルデザイン…24 ページを参照。

第4節 交流を支える交通基盤の整備

4-1 道路の整備

《前期の取り組みと成果》

本市の抱える道路網の問題点や課題に対し、瑞穂市道路整備計画審議会を経て道路整備計画を策定し、現在主要幹線道路の環状道路として位置づけられた2路線の整備を進めています。

都市計画道路別府祖父江線の野田新田地区での拡幅工事が完了したほか、県道を含め道路のボトルネック※、交差点改良、歩道の未整備部分の解消に向け事業が進んでいます。

《現状と課題》

本市には1本の国道と9本の県道が通り、12本の都市計画道路とあわせて格子状の道路ネットワークが形成されています。このうち、市南部を横断する国道21号及び本巣市から海津市まで縦断する主要地方道北方多度線が交通の大動脈となっていますが、道路網は、全体として段階構成が不明確であり、一部で道路のネットワークが途切れている箇所もあるため、よりわかりやすく、環状道路等の利便性の高い骨格道路網の構築が求められています。

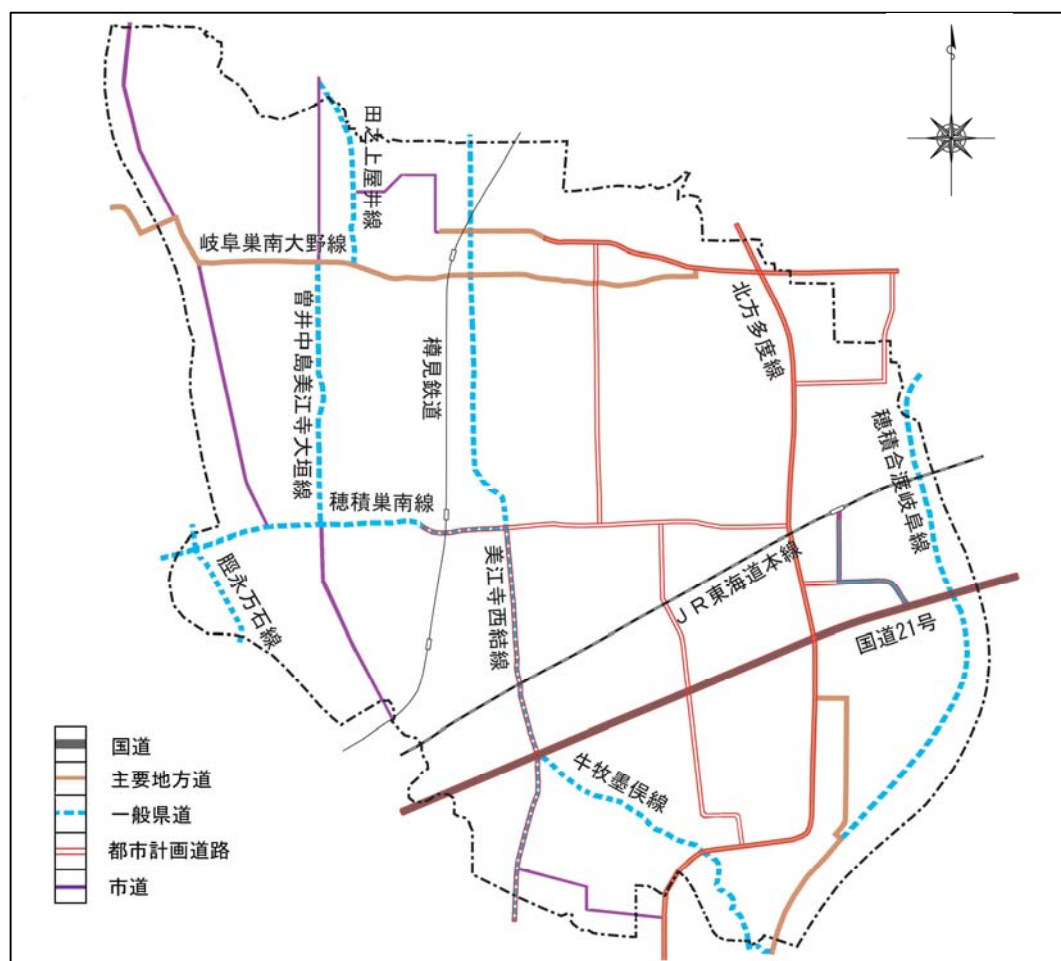
広域的な道路としては、市北西部で自動車専用道路である東海環状自動車道が事業化されており、隣接する大野町、神戸町においてインターチェンジの設置が計画されています。また、国道21号の高架部として、岐阜南部横断ハイウェイの計画があり、交通の利便性向上のために、早期実現を働きかけていく必要があります。

一方、生活道路については、幅員が狭く、ネットワークが確保されていない箇所があるため、今後も、地域の要望等を踏まえて拡幅等の整備を進める必要があります。なお、生活道路のあり方としては、高齢化の進展等に伴い、自動車中心から歩行者中心への転換が求められています。また、単なる通行機能だけでなく、人々が集い、憩いの場となる身近な空間としての整備が求められており、安全で快適な道路づくりを進めることが必要です。

[表 市道の状況]

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
総延長 (m)	502,865	504,744	505,663	506,110	511,114
実延長 (m)	491,911	493,604	494,189	494,587	499,926
舗装済延長 (m)	377,248	384,760	386,929	395,071	405,663
舗装率 (%)	76.69	77.95	78.30	79.88	81.14

[図 幹線道路の状況]



《基本方針》

東海環状自動車道等の高規格道路との一体性に留意しつつ、都市としての根幹的な道路網を構築するとともに、地域の利便性や市民の安全性、快適性に配慮した道路の整備を計画的に進めていきます。

[施策の構成]

< 道路の整備 >

- …広域交通ネットワークの形成
- …市の幹線道路ネットワークの形成
- …生活道路の整備
- …人にやさしく美しい道路の整備

《 施策の展開 》

① 広域交通ネットワークの形成

「開かれた岐阜県」及び「ひとつの岐阜県」の実現を図り、県外を含めた他地域との広域的な交流を促進するため、高規格道路のうち、特に本市に直接影響の深い東海環状自動車道や岐阜南部横断ハイウェイの整備について、国等の関係機関に強く働きかけます。

また、大野町、神戸町で設置される（仮称）大野・神戸インターチェンジへのアクセス道路の整備を促進します。

② 市の幹線道路ネットワークの形成

国道 21 号をはじめ、通勤・通学等の日常的な生活や交流を図るうえで重要な役割を担っている国県道については、交差点改良や拡幅改良等を促進します。

また、すべての市民が行政、教育、医療等の様々な都市機能を享受できるよう、近隣市町との整合や国県道との効率的な接続に留意しながら、主要な市道での改良等を進め、きめの細かい市内幹線道路ネットワークの形成を目指します。

なお、このような道路の整備にあたっては、市民の要望等を考慮しつつ、各路線の役割や優先度等を明確にした道路整備計画のもと計画的かつ効率的な取り組みに努めます。

③ 生活道路の整備

交通量の多い公共施設周辺をはじめとして、歩行者と自動車が共存でき、憩いの場としても活用できるコミュニティ道路※の整備とネットワーク化を引き続き推進します。

また、集落地における狭隘な生活道路の改善を行い、緊急車両の進入路や避難路の確保を図るとともに、土地利用に応じて必要な道路が確保されるよう指導します。

④人にやさしく美しい道路の整備

市街地内や公共施設へのアクセスを担う道路を中心として歩道の整備や交通安全施設の充実を図るとともに、段差の解消や点字・誘導ブロックの設置を図るなど、高齢者、障がい者や子どもの利用に配慮した道路の整備を進めます。

また、快適な道路空間づくりとして、幹線道路における植樹を促進するとともに、地域の取り組みとあわせて、花や緑にあふれる沿道空間づくりに努めます。さらに、騒音や排水に配慮した路面舗装等、環境保護にも努めます。

《関連する部門別計画》

瑞穂市道路整備計画

用語解説

- ※ボトルネック…道路の幅が幅員減少や車線減少により急に細くなったり、工事中などで車線が規制され車の流れが阻害される箇所こと。
- ※コミュニティ道路…歩行者等が、安全かつ快適に通行できるよう、車道を蛇行させたり、歩道を広げ植栽やベンチ等を設けたりした道路。

4-2 公共交通の充実

《前期の取り組みと成果》

交通バリアフリー基本構想※に基づく移動円滑化のため、交通事業者とともに JR 穂積駅構内にエレベーターの設置や多目的トイレの整備を行いました。このほか、駅に通じる歩道の段差解消を実施したほか、視覚障がい者誘導ブロックの設置を行ったことにより、歩行者の利便性、安全性が向上しました。

また、地域の実情に応じた輸送サービスを促進し、利便性を向上させるために瑞穂市地域公共交通会議を設置しました。

《現状と課題》

鉄道については、JR 東海道本線と樽見鉄道樽見線が通っており、東海道本線には JR 穂積駅が、樽見線には横屋駅、十九条駅及び美江寺駅の 3 つの駅が設置されています。このうち、最も利用者の多い JR 穂積駅では、交通バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基本構想が策定されており、高齢者や障がい者等も利用しやすい駅周辺環境整備が行われました。

一方、バス路線については、市営のコミュニティバス※4 路線及び岐阜バス 2 路線が運行していますが、自家用車の普及等を背景として、路線バスの経営は厳しい状況にあるほか、コミュニティバスについても、利用者数は減少傾向にあり、通勤・通学時間帯における運行体制の充実や路線網の見直し等が求められています。

公共交通の充実は、広域化している人々の行動や交流活動への対応のみならず、環境問題や高齢化への対応等の面からも重要な課題の一つといえます。このため、公共交通の必要性を市民に啓発するとともに、公共交通を維持・活性化していくための様々な取り組みを進める必要があります。

《基本方針》

長期的な視野に立ち、高齢化の進展や環境問題への意識の高まりにも留意しながら、バスや鉄道等の公共交通機関の利便性向上に向けた体制づくり、施設・設備の整備を進めます。

[施策の構成]

< 公共交通の充実 >

- ・・・コミュニティバスの利便性向上
- ・・・駅周辺環境の整備
- ・・・総合的な公共交通ネットワークの形成

《 施策の展開 》

① コミュニティバスの利便性向上

現在、委託事業として実施・運営しているコミュニティバスについては、瑞穂市地域公共交通会議において、利用の実態や需要、公共施設の配置状況、路線バスとの接続等を考慮しながら、利便性向上のための路線網の見直しと運行体制の充実に努めます。

② 駅周辺環境の整備

駅周辺では、市民や来訪者の利用に配慮した環境づくりとして、利用の実態に応じ、駐車場や駐輪場の確保、放置自転車の規制強化、情報発信機能の充実等に努めます。

また、多くの市民が集まり、利用する JR 穂積駅については、交通結節機能の充実を図るとともに、交通バリアフリー基本構想に基づく移動円滑化のための各種施策を充実させていきます。

③ 総合的な公共交通ネットワークの形成

高齢化の進展や環境問題への意識の高まり等に応えるため、地域の公共交通の利便性向上とともに、人や環境にやさしい車両、設備の整備を促進します。

なお、公共交通の利便性向上については、長期的な視野のもと、JR、樽見鉄道、路線バス及びコミュニティバスそれぞれの役割分担と連携のあり方を明確化し、これに基づく輸送機能の向上や乗り継ぎの利便性向上等、必要な取り組みを交通事業者に働きかけていきます。

用語解説

※交通バリアフリー基本構想…障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。例えば、道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタン等に触ればわかる印をつけたりすること。

※コミュニティバス…路線バスが運行していない地域を自治体が住民の移動手段を確保するために運行するバス。

第4節 交流を支える交通基盤の整備 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
高規格道路整備事業	東海環状自動車道、（仮称）大野・神戸インターチェンジ、岐阜南部横断ハイウェイの整備促進	＜都市開発課＞
国県道整備事業	国道21号（交差点改良等）、主要地方道及び一般県道の整備促進	＜都市開発課＞
街路整備事業	都市計画道路の整備	＜都市開発課＞ 都市管理課
市道整備事業	市道の整備	＜都市開発課＞ 都市管理課
ユニバーサルデザイン※のまちづくり推進事業	道路・公園等のユニバーサルデザイン化推進	＜都市開発課＞ 都市管理課 福祉生活課
コミュニティバス※事業	公共交通ネットワークの整備 コミュニティバスの再編	＜総務課＞

用語解説

※ユニバーサルデザイン…24ページを参照。

※コミュニティバス…32ページを参照。

第5節 上下水道の整備

5-1 上水道の整備

《前期の取り組みと成果》

古橋地区の人口増加に伴い、安定給水のために古橋水源を整備し、給水を開始しました。また、犀川堤外地区画整理事業区域内の配水管路網整備や旧町境の配水管を接続して一体的に供給するための工事を市内5箇所で行いました。

《現状と課題》

本市では、上水道及び瑞穂市・神戸町水道組合による簡易水道で水供給が行われていますが、水道普及率は約84%であり、県平均の約96%に満たない状況にあります。

上水道施設は、快適な生活環境を確保するうえで不可欠なものであり、今後も、人口増加や生活水準の向上等により水需要は増加することが予想されるため、普及率の向上とともに、良質かつ清浄で安全な水を安定的に供給できるよう、施設の拡充整備や適正な管理を行う必要があります。

また、配管施設の経年劣化が進むなかでは、施設の計画的な更新や緊急時における安定給水の確保が求められます。特に、危機管理の面では、ハード面での対策のみならず、速やかな対処が行えるよう、広域的な視点で給水体制を構築する必要があります。

さらに、管理業務上でも課題があります。単身者やアパート住民等、住民の転入・転出の多い本市では、給水契約者の変更件数が増加しており、手続事務等の効率化が求められます。

[表 上水道の普及状況（平成21年）]

区 分	上水道	簡易水道	専用水道	計
計画給水人口(人)	49,100	600	3,977	53,677
給水人口(人)	43,159	485	200	43,844
箇所数	1	1	5	7
普及率(%)	84.4			

（出典：岐阜県統計書）

《基本方針》

将来の水需要を予測し、緊急時への対応も視野に入れながら安全で良質な水道水を安定的に供給するための施設・体制整備を進めます。また、市民の理解と公営企業における経営基盤の強化のもと、水道事業の健全経営に努めます。

〔施策の構成〕

＜上水道の整備＞

- ・・・水の安定供給
- ・・・緊急体制の整備
- ・・・水道事業の健全経営

《施策の展開》

①水の安定供給

水道未普及地区の解消を図るとともに、土地区画整理事業や住宅開発に伴う人口増加に対応できるよう、新たな配水施設の拡張整備を計画的に進めます。

また、良質な水を安定して供給できるよう、施設の維持管理や漏水監視を継続的に実施するとともに、近隣自治体等との連携によるきめ細やかな水質管理に努めます。

一方で、限りある資源である水を大切にし、有効活用を図るため、広報紙等を通じて市民の節水意識の高揚に努めます。

②緊急体制の整備

緊急時における重要なライフライン※の維持という側面から、老朽配水管の更新や耐震性のある配水施設の充実等、災害に強い上水道施設の整備を進めます。

また、復旧活動を迅速に行うことができるよう、近隣市町との連携を密にするほか、民間との災害応援協定の締結を行うなど、広域的な相互応援給水体制の整備を進めます。

③水道事業の健全経営

施設の適正管理により有収率の向上に努めるとともに、事務

事業を見直し、業務の省力化と高度化を図るなど、公営企業としての健全かつ効率的な事業運営を促進します。

用語解説

※ライフライン…13 ページを参照。

《前期の取り組みと成果》

また、既に下水道が供用されている西地区や別府地区においては未接続世帯への理解と協力を求める啓発活動や個別勧奨を実施し、水洗化の普及促進に努めています。

①	公共下水道（瑞穂処理区）
②	特定環境保全公共下水道（事業済み）
③	農業集落排水処理施設（事業済み）
④	コミュニティ・プラント（事業済み）
⑤	浄化槽（着色の無い範囲）

《現状と課題》

下水道は、公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するうえで不可欠なものです。本市では、別府地区でコミュニティ・プラント事業、西地区で特定環境保全公共下水道事業、呂久地区で農業集落排水事業を実施しており、市民の理解と協力を求めながら、水洗化の普及促進に努めています。しかし、集合処理及び浄化槽による汚水処理人口は毎年少しずつ増加していますが、県平均（平成 22 年度末 87.7%）に比べるとかなり低いのが現状です。

このため、下水道基本構想に基づき、市街化区域※や市街化調整区域※内の集落地等、集合処理を行うことが効率的である地域については、市民の理解と協力を得ながら、公共下水道事業（瑞穂処理区）の早期着手が必要不可欠です。

[汚水処理人口普及率]

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
特定環境保全 公共下水道(%)	8.9	8.8	9.0	9.0	8.9
農業集落排水 (%)	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0
コミュニティ・ プラント(%)	2.4	2.6	2.7	2.8	3.0
浄化槽（合併） (%)	25.8	28.1	28.6	31.8	35.5
計	38.2	40.5	41.3	44.6	48.4

※人口普及率

〔特定環境保全公共下水道、農業集落排水〕＝整備区域内人口／行政人口

〔コミュニティ・プラント、浄化槽〕＝水洗化人口／行政人口

人口：住民基本台帳

《基本方針》

公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するため、長期的な財政状況等を考慮しながら整備手法を明確化し、市民の理解・協力も得ながら、効率的かつ適正な生活排水処理を進めていきます。

[施策の構成]

< 下水道の整備 >

- …公共下水道事業の推進
- …水洗化率の向上
- …集合処理区域外での環境保全対策

《 施策の展開 》

① 公共下水道事業の推進

公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するためには、生活排水等の汚水処理が欠かせないものですが、下水道施設の整備には、多額の費用と年月を必要とします。

そのため、今後、市全域の公共下水道整備を進めるにあたり、長期的な財政計画を立案・確立させるとともに、将来の費用負担の軽減措置を講じて、適時、財政状況を見極めながら効率的かつ適正に事業を進めます。

② 水洗化率の向上

すでに供用開始している西地区（特定環境保全公共下水道）や別府地区（コミュニティ・プラント）については、今後も水洗化に対する市民の意識啓発に努めるとともに、水洗化率向上のための個別勧奨を実施し、下水道への接続を促します。

③ 集合処理区域外での環境保全対策

生活排水処理基本計画に基づく集合処理区域以外の地域では、浄化槽の設置を促進します。

なお、既設の浄化槽については、適切な検査、保守点検、清掃等の維持・管理が行われるよう指導に努めます。

用語解説

※市街化区域……5ページを参照。
※市街化調整区域…22ページを参照。

第5節 上下水道の整備 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
浄化槽設置整備事業	下水道区域外の浄化槽設置整備事業の推進	＜環境課＞
上水道整備事業	施設の維持・更新 水源地の確保 未普及地区の解消	＜上水道課＞
ライフライン※の確保、飲料水・食料の計画的備蓄	耐震貯水槽の設置	＜上水道課＞
公共下水道事業（瑞穂処理区）	計画区域内の公共下水道事業の推進	＜下水道課＞
水洗化率向上事業	既存処理区内の未接続世帯への個別勧奨の実施	＜下水道課＞

用語解説

※ライフライン…13 ページを参照。



第2章 心豊かな住みよいまちづくり

第1節 住みよい環境づくり

1-1 廃棄物処理とリサイクル

《前期の取り組みと成果》

ごみの排出抑制及びリサイクルの推進を図るために、まずマイバッグ運動※を協力店舗との協定の締結により展開し、市内8店舗においてレジ袋の有料化をスタートさせました。

ごみの排出抑制については、できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止等に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収（サーマルリサイクル※）の順にできる限り循環的な処理を行いました。中でも、排出抑制を最優先課題と捉え、粗大ごみ処理料金の有料化を実施しました。

レジ袋有料化と粗大ごみの処理料金の有料化により、地域社会全体として循環型社会の構築を目指し、ごみの排出抑制に取り組むという意識が市民個々に芽生え、結果的にごみの排出抑制につながることができました。

また、リサイクルの推進の面では、熱回収を軸に、ごみ種別毎に再生利用が可能な処理先を選定し処理を委託することにより、ごみのリサイクル率を向上させることができました。さらに、空き容器回収機の継続設置による活用促進や資源集団回収を実施しているPTA団体等への奨励、生ごみ処理容器の購入助成等も継続的に行っています。

また、本市ではリサイクル製品の購入に努めています。庁舎から排出する紙は、リサイクル化を進めています。

《現状と課題》

人々の社会活動が高度化、広域化するなか、地域における廃棄物問題は、近年、深刻化しており、処理用地の確保やダイオキシン※の発生、処理にかかる自治体の負担増等により、旧来の施設や処理体制では対応が困難になってきています。

こうしたなか、本市では、可燃ごみは西濃環境整備組合、し尿に関してはもとす広域連合で共同処理を行っている状況にあります。なお、粗大ごみの処理については、処理業者への委

託処理で対応していますが、粗大ごみ処理料金の有料化により、粗大ごみの発生量は減少傾向にあります。しかし、廃棄物量に影響を与える人口増加が予想されるなかでは、広域的な処理体制の充実を図ることが求められます。

また、ごみの問題は、処理の適正化のみならず、環境への負荷を考えて、廃棄物の排出抑制やリサイクル化を進め、資源を循環できる社会構造を構築することが重要です。本市においても、ストックヤード※や空き缶・ペットボトルの回収処理機を設置し、分別収集の徹底を図っていますが、さらなる再資源化へ向け、マテリアルリサイクル※への転換が必要です。地域においては、子ども会による廃品回収等、自主的な活動が展開されています。

いずれにしても、ごみの減量化やリサイクル化を進めるには、市民一人ひとりや事業者の理解と協力が不可欠であり、あらゆる機会を通じて、廃棄物問題に対する意識啓発を図るとともに、身近なところからの改善を促していくことが求められます。

[表 ごみ処理の現状]

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
粗大ごみ(t)	1,261	1,274	1,439	1,500	1,513
可燃ごみ(t)	12,635	12,926	12,344	11,956	11,685
不燃物(t)	822	856	943	552	427
資源ごみ(t)	897	957	1,220	1,334	1,142
一人あたりごみ排出量 (g/人・日)	859	867	855	820	784

《基本方針》

広域的な視点による廃棄物の適正処理を進めるほか、限りある資源を有効に活用した循環型社会の実現を目指し、資源の再使用・再資源化に対する市民の意識啓発を図るとともに、行政と地域社会が一体となったりサイクル活動を進めます。

[施策の構成]

< 廃棄物処理とリサイクル >

- … 廃棄物の適正処理
- … 排出抑制のさらなる推進
- … リサイクルの推進(リサイクル率の向上)

《 施策の展開 》

① 廃棄物の適正処理

ごみ収集の効率化を図るため、定期的な分別情報の提供により、廃棄物減量等推進員が中心となりごみステーションでの適正な分別を徹底するほか、市民や関係機関との連携による不法投棄防止パトロールの実施等、監視体制の強化を図ります。

また、収集した廃棄物については、近隣市町との足並みを揃え、焼却施設、破碎施設、最終処分場等の各種処理施設の整備を促進するなど、広域圏での計画的な処理も検討します。

一方、し尿については、下水道基本構想に基づく下水道整備との整合を図りつつ、衛生的な処理に努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理が図られるよう指導・監視に努めます。

② 排出抑制のさらなる推進

ごみの減量化を進めるためには、市民一人ひとりや事業者の理解と協力が不可欠です。

このため、広報紙やホームページ、生涯学習の場等において、日常の消費活動の小さなことで、ごみの排出抑制ができるという意識啓発を進めるとともに、業者引き取りによる再使用、レジ袋有料化実施店舗の拡充、生ごみ処理機による自家処理の奨励等、地域社会全体でのごみの発生・排出抑制に努めます。

③ リサイクルの推進(リサイクル率の向上)

様々な機会を通じた環境教育やリサイクル情報の提供により、市民のごみの資源化や再使用に対する意識啓発を図るとともに、空き缶・ペットボトルの回収処理機の活用促進、資源集団回収、市民が主体となった美来の森等でのフリーマーケット

開催の奨励等、行政と地域社会が一体となったリサイクル活動を推進します。

また、市として再生紙、再生品の率先利用を推進するとともに、消費者団体等と連携して、市民や事業者への情報提供や利用を働きかけます。

ごみの処理については、サーマルリサイクルからマテリアルリサイクルへの転換を目指し、リサイクル率を向上させます。

《関連する部門別計画》

一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画） 平成 21 年度～35 年度
（第 1 次目標年次 平成 21 年度～25 年度）

用語解説

※マイバッグ運動…買い物をする時にレジ袋の代わりにマイバッグ（持参した買い物袋）を利用するという、環境に優しい行動のこと。

※サーマルリサイクル…廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。

※ダイオキシン…きわめて毒性が強く、分解されにくい有機塩素化合物の一つ。皮膚・内臓障害を起こし、奇形性・発癌性があるものが少なくない。昭和 40 年（1965 年）ごろから除草剤として使われたが、同 46 年に使用が禁止された。しかし、塩素をふくむプラスチック等が焼却炉の中で化学変化し、ダイオキシンを発生することがわかっている。

※ストックヤード…一時保管場所。

※マテリアルリサイクル…使用済み製品や生産工程から出る廃棄物などを原料として再生利用すること。サーマルリサイクルよりもマテリアルリサイクルの方が、一般的に環境負荷は小さいとされている。

1-2 環境の保全・美化

《前期の取り組みと成果》

地球温暖化※に関しては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策の推進を図り、温室効果ガスの排出抑制等を目的として、本市の事務及び事業に関し、「地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

また、地球温暖化防止対策の一環として新エネルギーの利用を積極的に支援するため、住宅用太陽光発電システムの設置者に対して、設置費用の一部を補助する「住宅用太陽光発電システム設置整備事業」を行っています。なお、学校等の公共施設にもクリーンな新エネルギーとして太陽光発電等を積極的に導入しています。

環境美化の推進として、ごみのポイ捨て禁止やペットの飼い主に対するマナー向上の啓発のために、広報紙等への定期的な記事掲載や行政無線放送によるマナー向上の呼びかけなどの周知活動を行っています。また、各種団体等によるボランティア美化活動等の定着化により市民の環境美化意識の向上につなげています。

また、本市においても節電はもとより環境負荷の少ない機器への転換を推進しています。

《現状と課題》

近年、オゾン層※破壊や地球温暖化等の環境問題への対策が叫ばれています。しかし、環境問題は、自動車交通の大気汚染や生活排水による水質汚濁等、一人ひとりの日常生活のあり方に関わるものが多く、地域社会全体で、環境にやさしい生活様式、産業活動への転換を進める必要があります。

一方、地域においては、ごみの有料化等を背景として、不法投棄や野外焼却等の生活型公害が大きな問題となっています。特に、本市は、地理的に多くの河川を抱え、投棄されやすい場所が多くなっているため、不法投棄が年々増加しています。これらについては、状況の把握や監視体制の強化が必要ですが、公害は、各自のモラルに帰する部分が多いため、市民一人ひとりや事業者に対して、公害防止意識の高揚を促し、理解と協力

を求めていく必要があります。

また、最も身近な環境問題であるごみのポイ捨てや、地域での環境の美化についても、市民の主体的な行動が不可欠です。既に自治会による河川清掃等、自主的な環境美化活動が行われていますが、今後も、環境美化の意識づくりとあわせ、地域ぐるみの活動の拡大と定着化を促す必要があります。

《基本方針》

環境問題に対する市民、事業者の意識啓発を図り、あらゆる分野で環境への負荷軽減に配慮したまちづくりを進めます。また、住環境を美しく保つための地域ぐるみの清掃・緑化活動を促進します。

〔施策の構成〕

＜環境の保全・美化＞

- ・・・環境にやさしい生活様式・事業活動への転換
- ・・・公害対策の推進
- ・・・環境美化の推進

《施策の展開》

①環境にやさしい生活様式・事業活動への転換

地球温暖化防止に向けた取り組みとして、「瑞穂市地球温暖化対策実行計画」の削減目標を達成できるよう、本市の各種事務・事業にかかる温室効果ガスの排出抑制に努めます。

市民に対しては、身近な環境保全への取り組みに対する意識啓発を図り、日常生活における冷暖房等の適正化、節電・節水の習慣化、省エネルギー機器の導入、公共交通機関の利用等、環境にやさしい生活様式への転換を促進します。

また、事業者に対して環境マネジメント※への積極的な取り組みを支援し、環境に配慮した技術開発等を促進するとともに、市としても太陽光発電等、クリーンな新エネルギーの公共施設への活用を進めています。

②公害対策の推進

不法投棄、野外焼却等の生活型公害が環境に与える影響や環境にやさしい工夫に関する広報活動を推進し、市民や事業者の公害防止に対する意識の高揚を促します。

また、環境汚染源を速やかに特定し、改善が図れるよう、騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁に関する定期的調査測定の実施等、公害監視体制の強化に努めるとともに、関係機関との連携による指導・取り締まり体制の充実に努めます。

③環境美化の推進

環境美化キャンペーン等の啓発活動を推進し、ごみのポイ捨て禁止やペットの飼主責任、自転車駐輪等に関するマナーの確立とともに、環境美化意識の高揚を促します。

また、市民が主体となった公共施設の清掃・緑化活動を支援するとともに、より実践的な活動を展開するボランティアグループの育成等を図りながら、地域ぐるみの環境美化運動の拡大と定着化に努めます。

《関連する部門別計画》

地球温暖化対策実行計画 平成 21 年度～25 年度

用語解説

- ※地球温暖化…二酸化炭素等の温室効果ガス（太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つメタン、フロンガス等）濃度の上昇により、通常大気を通過して宇宙に出ていく太陽光線の輻射熱のエネルギーが大気中にたまり、その結果大気平均気温が上昇する現象のこと。
- ※オゾン層…大気の成層圏の、地上から 10～5km にある、オゾン濃度の比較的高い層。生物に有害な紫外線を吸収する働きがある。
- ※環境マネジメント…組織やその代表者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたって、科学的な管理のもと、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。

1-3 火葬場・墓地の整備

《前期の取り組みと成果》

火葬場については、建て替え後の経年劣化に対応し、通常の業務に支障が出ないようにするため、毎年火葬炉及び施設等の定期点検を実施し、火葬場の長寿命化に努めています。

墓地については、霊園を希望する市民からの要望に応えるため、野田霊園隣接地の用地購入・拡張工事を行い、105区画の野田霊園として整備しました。これにより市営の墓地は、ほづみ霊園と野田霊園の2箇所となりました。

《現状と課題》

現在、市営の墓地は、ほづみ霊園と野田霊園の2箇所であり、その他の大半の墓地が集落営となっています。本市では、今後も人口増加が予想され、これに伴い墓地需要の増大が見込まれることから、既存する墓地の状況を把握し、需要と供給のバランスを図る必要があります。また、墓地は永続性・公共性・公益性が常に確保されることが求められており、使用者や地域が共同で管理をしていくことが求められます。

一方、火葬場については、平成10年に建て替えを実施したところであり、機能面で十分な水準を確保していますが、今後も火葬需要に対応した円滑な運営に努めていかねばなりません。また、施設については、環境衛生等に配慮した適正な運営を行う必要があります。

《基本方針》

既設の火葬場及び墓地の適正な維持・管理に努めるとともに人口増加や高齢化の進展等に伴う火葬場・墓地需要に対応し、広域的な見地から必要な施設整備を進めます。

〔施策の構成〕

＜火葬場・墓地の整備＞

- ・・・墓地の適正管理と整備
- ・・・火葬場の管理・運営

《施策の展開》

①墓地の適正管理と整備

ほづみ霊園及び野田霊園の適正な管理に努めるとともに、人口増加等に伴う墓地需要に対応するため、集落営墓地の拡充や新たな墓地の整備について検討を行います。

また、集落営墓地については、引き続き、環境美化を考慮しながらの適正な地域管理を促進します。

②火葬場の管理・運営

排煙等の火葬場による、環境への影響を確認する調査を継続的に実施する等、環境保全に留意し、市民の理解が得られる適正な管理・運営に努めます。

なお、施設面では、近年建て替えを行ったところですが、高齢化の進展等に伴う将来の火葬場需要については、周辺市町との広域的な対応を視野に入れて、施設・設備の整備に関する検討を行います。

第1節 住みよい環境づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
意識啓発事業	排出抑制・リサイクルの促進 美化活動の育成・支援 廃棄物の適正処理の促進、啓発	<環 境 課>
廃棄物適正処理事業	一般廃棄物処理体制の確立 リサイクルシステムの整備	<環 境 課>
墓地整備事業	墓地の適正管理と整備検討	<市 民 課>
火葬場整備事業	火葬場の適正管理と整備	<市 民 課>

第2節 自然豊かな環境づくり

2-1 計画的な土地利用

《前期の取り組みと成果》

宅地、建物、農地、河川、道路、公園などの土地利用及び保全の方針を示した都市計画マスタープラン※を策定しました。

各課に分散していた公有財産の管理を集約し、共有化するためにシステムを構築し導入しました。また、本市の未利用地等を土地利用の計画する場合に集約して、関連資料として提供できるようにになりました。

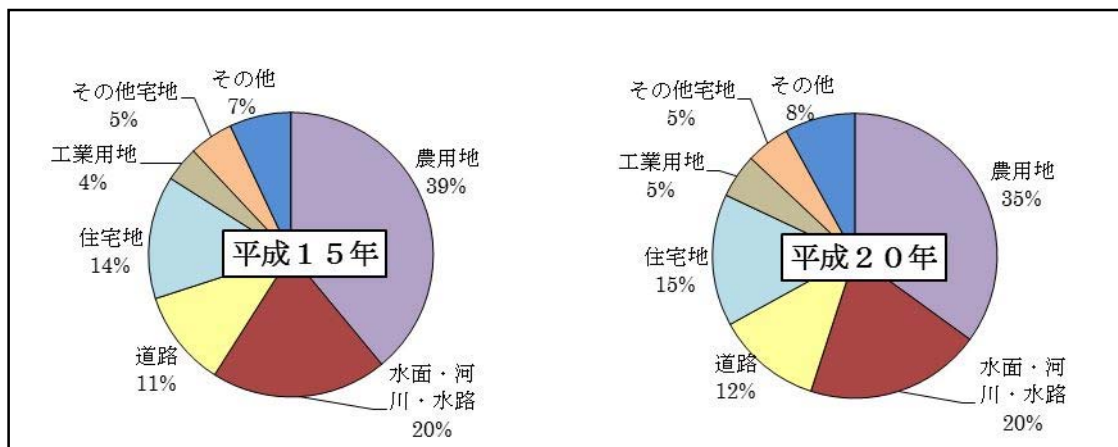
《現状と課題》

本市は、条里制※の区画区分が残るなか、農地が最も大きな割合を占めていますが、近年、著しく都市化が進んでおり、農地が減少する一方、宅地や道路が増加している状況にあります。

また、平坦で肥沃な地勢を活かし、農業振興地域※の整備に関する法律に基づく農用地区域※を設定し、優良農地の確保を図るとともに、都市計画法に基づく都市計画区域※や市街化区域※の指定のもとに、宅地化の規制・誘導に努めてきました。しかしながら、市全体として点在的な開発が多くみられるほか、市街化を促進すべき市街化区域内では、農地が多く残り、土地利用の混在もみられる等、課題を抱えています。また、開発行為※に対して制限の緩い地域があるなかで、東海環状自動車道の整備等に起因する開発需要をどのようにコントロールしていくか、という将来に向けた課題もあります。

土地は、限られた資源であり、有効な活用を図ることが必要です。このため、今後、計画的な土地利用を進めるために、本市の土地利用に関する考え方やコントロールのあり方について、市民や開発事業者、行政が共通認識できる仕組みを整備することが必要です。また、これにあわせて、都市計画制度等、まちづくりを実現化するための方策について、市民の意向等を勘案しながら検討し、実施していくことが求められます。

[図 土地利用の推移]



《基本方針》

限られた資源である土地を有効かつ高度に活用していくため、長期的な視野に立った各種土地利用計画の策定を行うとともに、これを実現するための土地・建物のルールづくりや都市基盤の整備を進めます。

[施策の構成]

＜計画的な土地利用＞

- ・・・土地利用計画の推進
- ・・・秩序ある土地利用に向けたルールづくり
- ・・・都市計画による都市整備の推進
- ・・・土地・建物情報の活用

《施策の展開》

①土地利用計画の推進

土地は限られた資源であるとともに、まちづくりの最も基本的な要素であり、その土地を有効かつ高度に活用したまちづくりを進めるためには、都市全体や身近にある環境を将来どのようにしていきたいか、具体的に考えていくことが必要です。このため、長期的な視野に立ち、各地域の特徴も踏まえながら、土地利用に関する各種計画の策定を進めます。

②秩序ある土地利用に向けたルールづくり

都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等との連携を図り、規制を含めた総合的な土地対策を進めます。

このうち、都市計画法に基づく都市計画区域内については、市街化区域や各用途地域※の見直しを検討するとともに、地区計画制度※等の適用を検討し、土地の使い方や建物立地のルールづくりによる良好な市街地環境の形成を目指します。

また、開発行為等の制限が緩やかである都市計画区域外では、大野町、神戸町での東海環状自動車道インターチェンジの設置を見据え、準都市計画区域※等の開発行為をコントロールする手法について検討を行います。

③都市計画による都市整備の推進

長期的な視野に立ち、まちづくりをより効率的かつ慎重に進めるため、国県道等の整備との整合を図りつつ、道路や公園等の都市計画施設の指定、整備に努めます。

また、各地域における都市基盤上の問題を改善する方策について随時調査を行うものとし、特に、土地区画整理事業等、市民のまちづくり意識が高まっている地域については、説明会や勉強会を通じ、事業化検討等の着手に努めます。

④土地・建物情報の活用

地理情報システム（GIS※）を活かし、土地や建物の利用実態の把握と分析を行うとともに、市有地を含めた土地の適正・有効利用や、都市計画マスタープラン等に基づく具体施策の展開に向けて積極的な活用を図っていきます。

《関連する部門別計画》

瑞穂市都市計画マスタープラン 平成 20 年～37 年

用語解説

※都市計画マスタープラン…「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として都市計画法に定められており、都市づくりの方向性を示すもの。

※条里制……5 ページを参照

※農業振興地域…農業の近代化、公共投資の計画的推進等、農業の振興を図ることを目的に、「農業振興地域整備法」で定められた地域。

※農用地区域…今後概ね 10 年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地として、農業振興地域内に設

定された土地区域のことで、市町村が策定する農業振興地域整備計画の一部である農用地利用計画により、その区域が定められている。

※都市計画区域…22ページを参照。

※市街化区域…5ページを参照。

※開発行為…建物の建築等を目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど、「土地の区画形質の変更」をすること。

※用途地域…都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域。住居・商業・準工業・工業の各地域に大別される。

※地区計画制度…22ページを参照。

※準都市計画区域…都市計画区域外の区域のうち、相当数の住居その他の建築物の建築またはその敷地の造成が現に行われ、または行われると見込まれる一定の区域で、そのまま土地利用を整序することなく放置すれば、将来における都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域であり、市町村によって指定される。

※GIS…地理情報システム。デジタル化された地図（地形）データと、統計データや位置の持つ属性情報等の位置に関連したデータとを統合的に扱う情報システム。地図データと他のデータを相互に関連づけたデータベースと、それらの情報の検索や解析、表示等を行うソフトウェアから構成される。

2-2 自然環境の保全・整備

《前期の取り組みと成果》

河川を軸として、子どもたちが自然体験の場として活用できる安全な水辺づくりを目的とした国土交通省の「水辺の楽校※プロジェクト」による（仮称）犀川遊水地※公園の整備が進められています。

《現状と課題》

本市は、河川に恵まれたまちであり、長良川や揖斐川をはじめ、16本もの一級河川が流れていますが、これらの河川は地域に潤いをもたらすとともに、本市の魅力を十分発信するための貴重な資源となるものです。五六川親水公園や（仮称）犀川遊水地公園等の地域の身近な自然空間を残しつつ、河川空間を活かす取り組みを進めることが必要です。

また、市域で大きな割合を占めている農地についても、食料供給や基幹産業の安定といった面からの必要性だけでなく、近年、環境保全等の多面的な役割が期待されており、優良農地の確保や無秩序な転用を抑制していくことが必要です。

その他にも、市内には岐阜県や滋賀県の一部にしか生息しないハリヨ※をはじめ、貴重な生態系が確認されています。このため、野生動植物とともにその豊かな生息環境が失われぬよう、市民の環境保全に対する意識の高揚を促すとともに、市民と行政が一体となって、保全・育成に取り組むことが必要です。

〔図 河川の状況〕



《基本方針》

環境教育を推進し、市民の環境保全に対する意識の高揚を促すとともに、市民と行政が一体となった自然保護活動を進めます。また、潤いのある暮らしの実現に向け、市内を流れる河川や周辺環境を活かした自然とふれあえる空間整備を進めていきます。

〔施策の構成〕

＜自然環境の保全・整備＞

- ・・・親水空間の整備
- ・・・野生動植物の保護・育成
- ・・・自然環境の保全
- ・・・自然保護意識の高揚

《施策の展開》

①親水空間の整備

犀川をはじめとした市内を流れる様々な河川及びその周辺地域は、身近に自然とふれあえる絶好の空間といえます。

このため、「水辺の楽校プロジェクト」を今後も活用し、犀川遊水地での取り組みを進めます。

また、他の河川についても、市民との協力体制のもとで、生態系の住みかを確保する多自然型の川づくりや、市民が美しい川とふれあえる親水空間※の整備を順次進めていきます。

②野生動植物の保護・育成

野生動植物については、環境調査により生息・生育分布状況を把握し、自然生態系に配慮した公共事業への活用を図るとともに、適切な保護・育成対策を講じます。

保護・育成の面では、天然記念物であるハリヨの生息環境を積極的に保全する方策を検討するほか、漁業協同組合等との連携による一級河川での漁場育成等に取り組めます。

③自然環境の保全

市域で大きな割合を占めている農地については、環境保全等の多面的な役割を維持・発揮させるため、農業振興方策等との連携を図りながら、都市的土地利用への無秩序な転用や荒廃化の抑制を図ります。

河川については、機能管理に加えて水質監視体制を強化するほか、下水道整備の推進や浄化槽の普及、工場に対する排水規制等により、河川の浄化に努めます。

④自然保護意識の高揚

自然環境保護に対する意識の高揚を促し、市民の理解と協力を求めるため、広報活動を強化します。

また、「水辺の楽校プロジェクト」での取り組みにあわせて、自然観察会等の環境教育プログラムを充実し、学校教育等における効果的な環境教育を推進します。

用語解説

※水辺の楽校……子どもたちの水辺の遊びを支える地域連携体制の構築や、自然環境あふれる安全な水辺の創出を目的とした、国土交通省が進める河川整備制度。

※遊水地………8ページを参照。

※ハリヨ………トゲウオ科の淡水魚で、岐阜県西南濃地方と滋賀県東部にしかいない。近年、その絶滅が懸念され、環境省によって絶滅危惧ⅠA類に選定されている。

※親水空間………8ページを参照。

2-3 緑豊かで美しい空間づくり

《前期の取り組みと成果》

将来における緑の在り方、緑化目標、緑地等の配置及び整備計画について、総合的かつ計画的な指針として公園・緑地等基本計画を策定しました。

市内の河川堤防に「水と緑の回廊づくり」事業として、3カ年にわたり、ボランティアの協力を得て約1200本の桜を植樹し、市民のみならず多くの人々が集える散策路を整備したほか、河川を活かしたプロムナード※整備として、糸貫川と中川の遊歩道を整備しました。

市内の良好な景観を守るための景観計画を策定するため、本市は景観行政団体※となり、今後策定予定の景観計画のための市民アンケートを実施しました。

《現状と課題》

公園・緑地は、憩いの場としてのみならず、都市防災や、コミュニティ※の場としての観点等、様々な側面から必要といえます。本市には、都市公園が17箇所ありますが、県平均に比べて低い水準にあるほか、偏りのある配置状況となっています。一方で、本市は今後も人口増加が予想されており、良好な居住環境を形成するためにも、公園・緑地等基本計画をもとに、公園・緑地を計画的に確保していくことが必要です。なお、本市では、市街地に近接して田園や河川等の美しい自然環境があり、これらを積極的に活かしながら、公園の特色化や、連続性のある憩いの場づくりを進めることも求められます。

緑化に関しては、公共施設や住宅周辺での緑化を奨励するなど、「花の都ぎふ運動」とも連動した取り組みを進めていますが、今後も、市民と一体となった潤いのある居住環境づくりを進めることが必要です。

[表 都市公園の状況（平成 23 年）]

公園名	面積(m ²)	公園名	面積(m ²)
前畑公園	2,053	南流公園	10,087
上光公園	2,670	糸貫川河川公園	10,592
馬場公園	12,077	せせらぎ公園	8,361
滝坪公園	2,450	十九条公園	2,586
高道公園	2,483	柳一色公園	2,471
真菰池公園	2,059	牛牧団地公園	2,829
彦内公園	2,945	祖父江公園	1,865
天待公園	2,574	小簾紅園	3,312
穂南公園	1,998		

一方、質の高い居住環境を考えるうえでは、良好な景観を創り出すことが重要な課題となっています。本市には、河川や田園風景、中山道等の特徴的な景観要素が豊富にあり、市民のまちへの愛着心を育むためにも、景観計画を作成し、良好な景観を創造していくことが求められます。

《基本方針》

豊かな自然を活かしながら、特色ある憩いの場づくりを進めていきます。また、市民が主体となった美化・緑化活動とあわせて、景観資源の保全等に関する取り組みを進め、花と緑があふれる良好な街並みの形成に努めます。

〔施策の構成〕

＜緑豊かで美しい空間づくり＞

- ・・・特色ある公園の整備
- ・・・緑化の推進
- ・・・水と緑のネットワーク形成
- ・・・良好な街並みの保全・創造

《施策の展開》

①特色ある公園の整備

公園の整備が遅れている地区において、身近な憩いの場となり、地域が管理する都市公園の整備を進めるとともに、巢南庁

舎周辺では多目的広場の整備等を図ります。

また、市民にとっての身近な広場や公園については、河川の活用を基本としながら、耕作放棄地の活用、道路事業等の都市基盤整備との連携等、多様な手法での検討を行い、計画的に整備を進めます。この際、設置から管理まで市民参加できるよう、市民の意向も聴取していきます。

②緑化の推進

緑陰・木陰等の必要性を考慮し、公共施設の緑化を進めるとともに、幹線道路における街路樹の整備を図るなど、緑あふれる公共空間づくりに努めます。

また、広報紙等により、市民の緑化に対する意識の高揚を促すとともに、「緑の募金交付金事業」の継続等、市民が緑化活動に参加しやすい体制を構築し、その主体的な取り組みを促進します。

③水と緑のネットワーク形成

河川を軸とした安全で広がりのある交流空間の形成を目指し、河川や公園、公共施設等を相互に結びつける横断方向の道路の整備について調査・検討を行うなど、本市の特徴を活かした水と緑のネットワークづくりを進めます。

④良好な街並みの保全・創造

美しい田園風景と調和した街並みや中山道、小簾紅園等の歴史を感じさせる風景等、本市の特徴をあらわす景観を保全し、地域振興に活かすため、景観計画の策定や行為制限等の街並みのルールづくりを検討します。

また、多くの市民、来訪者が利用する公共空間については、地域が主体となった取り組みとあわせ、統一のかつ周辺環境と調和した景観整備を進めます。

《関連する部門別計画》

瑞穂市公園・緑地等基本計画 平成 17 年～37 年

用語解説

※プロムナード…散歩。散歩道。遊歩道。

※景観行政団体…都道府県、指定都市等、または都道府県知事と協議して景観行政を実施する市町村のこと。
景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などを行う。

※コミュニティ…人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。地域社会。共同体。

第2節 自然豊かな環境づくり 施策一覧

主要事業	事業内容	<主導課> 関連課
河川環境整備事業	犀川周辺整備、水辺の楽校※ その他親水公園・ビオトープ※の整備	<都市開発課>
公園整備事業	多目的広場の整備	<都市開発課> 生涯学習課
都市緑化推進事業	地域主体の緑化活動の支援	<都市開発課> 都市管理課 商工農政課
	公共施設及び道路の緑化整備	<都市開発課>
水と緑のネットワーク整備事業	プロムナード※整備	<都市開発課>

用語解説

※水辺の楽校……57ページを参照。

※ビオトープ……生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。

※プロムナード……61ページを参照。

第3節 誰もが助け合う地域コミュニティ

3-1 地域コミュニティの形成

《前期の取り組みと成果》

地域における自主防災組織の必要性、重要性を啓発し、その組織化を推進するとともに、校区単位の自治会連合会組織のあり方について調査研究を始めました。

市内すべての保育所において、「地域活動事業」として地域の老人会の方々と季節の行事等を通じて交流活動を実施しました。

《現状と課題》

住民の生活圏の広域化や都市化に伴い、地域社会において、連帯感の希薄化、コミュニティ※の崩壊といったことが問題視されるようになってきています。本市においても、集落や地区ごとに自治会が組織され、それぞれで自主的なコミュニティ活動が展開されていますが、近年、自治会に加入していない世帯が増えており、コミュニティへの参加意識の低下が伺えます。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、地域の繋がり、特に、コミュニティの重要性が再認識されました。コミュニティは、住民同士の交流に加えて、福祉や防災等の基盤体制を成すものとして非常に重要であり、市民に対して、互いに関わり、助け合う意識の高揚とともに、コミュニティ活動への積極的な参加を促すことが必要です。また、個別の活動の充実とともに、異なるコミュニティ間の交流を促し、全市的な市民の連携を強めていくことも重要と考えられます。

なお、本市には、コミュニティ活動の拠点として、コミュニティセンター3箇所のほか、地区の公民館（集会所）が数多く設置されていますが、より多くの市民の交流を促すため、一層の充実と活用が求められます。

《基本方針》

コミュニティ活動の意義や必要性の普及啓発を図るとともに、活動のリーダー・組織づくりや活動の拠点づくり等を進め、

地域の連帯感の醸成に努めます。

〔施策の構成〕

＜地域コミュニティの形成＞

- ・・・コミュニティ活動の支援
- ・・・コミュニティ意識の啓発
- ・・・コミュニティ施設の充実

《施策の展開》

①コミュニティ活動の支援

自治会活動や校区活動、ボランティア等に対する支援を充実するとともに、各種団体の連携・協力を促し、全市的な活動への展開に努めます。

また、研修会の開催等によりコミュニティリーダーを発掘・養成するとともに、より実践的なまちづくり活動を展開する新たなボランティアグループの組織化を支援するなど、活力ある地域社会を支える地域の人づくり、組織づくりに努めます。

②コミュニティ意識の啓発

広報紙やホームページをはじめとした様々な媒体、機会を通じてコミュニティ活動の意義や必要性の普及啓発に努めます。

あわせて、コミュニティ活動の原点としての自治会への加入を促進し、自治会活動の活性化を図るとともに、子育て支援の展開等、地域コミュニティを活かしたまちづくりを進めます。

③コミュニティ施設の充実

身近なコミュニティ活動の拠点として、地区の公民館（集会所）や広場等の充実を図ります。

なお、既存の施設については、自主管理を基本に弾力的な運用に努めるものとし、学校等の様々な公共施設についても、地域に開放し、有効活用を促します。

用語解説

※コミュニティ…61ページを参照。

第3節 誰もが助け合う地域コミュニティ 施策一覧

主要事業	事業内容	＜主導課＞ 関連課
地域コミュニティ※ネットワーク事業	ボランティアや支えあいの地域ネットワークづくり 等	＜総務課＞ 生涯学習課 学校教育課 福祉生活課
地域の人材育成支援事業	地域活動のリーダー育成	＜生涯学習課＞ 総務課
地域活動活性化事業	コミュニティ活動支援 NPO※活動との協賛	＜総務課＞ 生涯学習課

用語解説

※コミュニティ…61ページを参照。

※NPO……………エヌ・ピー・オー。Non-Profit-Organization(民間非営利組織)の略称。法人格を持った、公共サービスをしている民間非営利組織のこと。医療・福祉、環境保全、災害復興、地域おこし等の様々な分野で活動する団体が含まれる。